廃炉等積立金の取戻しに関する計画の作成方針

令和８年 10 月６日
原子力損害賠償・廃炉等支援機構

１　本方針の位置付け

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成 23 年法律第 94 号。以下「機構法」という。）第 55 条の９第２項の規定により、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東電 HD」という。）は、毎事業年度、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という。）と共同して、「廃炉等積立金の取戻しに関する計画」（以下「取戻し計画」という。）を作成することとされている。廃炉等積立金の取戻しに関する計画の作成方針（以下「本方針」という。）は、取戻し計画の共同作成に先立ち、その基本となる考え方を機構として取りまとめ、東電 HD へ提示するものである。

令和８年度の取戻し計画の対象期間は、令和９年度（2027 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの３か年度とする。

２　本方針の内容

第五次総合特別事業計画（令和８年１月 26 日主務大臣認定。）に示された廃炉に関する基本的な方向性を踏まえ、「廃炉中長期実行プラン 2026（以下「実行プラン 2026」という。）」（令和８年３月 26 日東電 HD 公表）及び「東京電力ホールディングス㈱福島第一原子力発電所の廃炉のための技術戦略プラン 2026（令和８年 10 月６日機構公表。）」に基づき、廃炉の適正かつ着実な実施の確保を図る観点から、本方針を以下のとおりとする。

（１）取戻し計画に盛り込むべき作業

東京電力ホールディングス㈱福島第一原子力発電所（以下「福島第一原子力発電所」という。）の廃炉は、放射性物質に起因する人の健康及び環境に対する負の影響をもたらすリスクを中長期にわたり低減していくための取組である。

この取組を安全かつ着実に進めるため、東電 HD は、最新の現場状況を踏まえて実行プラン 2026 の次期３か年計画を更新し、それに基づき、汚染水対策、プール燃料取り出し、燃料デブリ取り出し、廃棄物対策等の各プログラムに係る作業を過不足なく盛り込むこと。また、運転保守、放射線管理、研究開発等の日常的な作業及び社員人件費、バス運行管理、広報・視察等の発電所運営に伴う作業についても過不足なく盛り込むこと。

（２）特別に考慮すべき事項

福島第一原子力発電所の廃炉は、中長期ロードマップ[1]の第３期[2]に入り、燃料デブリ取り出し及び廃

[1] 「東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（令和元年 12 月 27 日 廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議決定。）
[2] 燃料デブリ取り出しから廃止措置終了までの実行期間。

棄物対策をはじめとする不確実性が高く、高度な技術的検討を要する取組が本格化し、これまで経験のない事業領域が拡大していくものと予想される。このため、東電 HD は、廃炉事業遂行能力の向上、協力企業との協働、人材の確保及び育成並びに地域との信頼関係の維持・強化を図りながら、廃炉を安全かつ着実に実施する必要がある。

こうした認識の下、各年度の取戻し計画の策定に当たり、以下に掲げる事項について特別に考慮すること。

１．高度な技術的検討を要する取組

① 燃料デブリ取り出し

・作業員の被ばく低減を図る観点から、建屋内の線量低減及び遠隔技術の開発・導入を推進

・段階的な取り出し規模の拡大に向けた試験的取り出しの知見反映、取り出し装置及び保管施設の設計検討

・取り出し規模の更なる拡大に向けた内部調査、分析等を通じて得られる知見及び現場経験の反映、並びに燃料デブリ取り出し工法評価小委員会での意見を踏まえた設計検討

② 廃棄物対策

・廃棄物ヒエラルキー[3]の概念に基づく発生量抑制、分別、再使用・再利用の推進及び保管物量の低減

・燃料デブリ取り出し等の進展に伴う廃棄物の発生量及び性状の変化を見据えた廃棄物ストリームの柔軟な見直し

・将来的な処理・処分を見据えた研究開発及びデータ整備

２．廃炉を安全・着実に進めるための基盤整備・強化

③ 設備保全

・廃炉の進捗に伴う新設設備の増加及び既存設備の経年劣化への対応及び運転保守業務の比重が高まることを踏まえ保全対象機器データベース整備及び保守管理システムの高度化[4]、並びにデジタルツイン、AI 等のデジタル技術を活用した設備の状態監視、予防保全及び保全業務の効率化

④ 廃炉事業遂行能力

・燃料デブリ取り出し及び廃棄物対策等の複雑かつ大規模な廃炉プロジェクトを長期にわたり安全かつ着実に遂行するため、廃炉事業遂行能力の向上

[3] 廃棄物ヒエラルキーとは、廃棄物の発生量抑制を最優先とし、分別を通じて再使用及び再利用を促進することで、処理及び処分の対象となる廃棄物を最小化する考え方をいう。

[4] 保全対象機器データベース整備及び保守管理システムの高度化とは、設備情報を一元的に管理し、点検・保守に関するデータを継続的に活用することにより、設備の信頼性向上及び保全業務の効率化を図る取組をいう。これにより、設備データを常に最新の状態に保つとともに、点検漏れ等の人為的ミスの防止、経年劣化リスク評価及び長期保守管理計画の適切な見直し等を可能とする。

・廃炉事業リスク[5]を踏まえた戦略策定、優先順位付け及び意思決定を行う能力を中核として、オーナーとして求められる技術的検討能力、プロジェクトマネジメント能力、協力企業との協働を推進する能力及び地域との関係構築能力の強化
・限られた経営資源を効果的かつ効率的に活用できる事業遂行体制の確立及び改善

⑤ 人材の確保及び育成
・専門技術者及びプロジェクトマネジメント人材の育成、技能及び知識の継承並びに多様な人材の活用を通じた廃炉事業を持続的に支える組織内人的基盤の強化
・協力企業、研究機関及び教育機関との連携を通じた中長期にわたる廃炉を担う人材の安定的な育成・確保

⑥ 地域共生
・復興と廃炉の両立を目指し、地元の廃炉関連産業の活性化に向けた人材育成及び地域産業の振興、並びに地元企業の廃炉事業への参画拡大

3　留意事項

東電 HD は、本方針に基づき、取戻し計画の案を作成し、機構に提出すること。

機構は、東電 HD から提出された当該計画の案について、プロジェクト遂行の観点から妥当性の評価を行う。当該評価を経た上で、機構及び東電 HD は、経済産業大臣に共同で承認申請を行う。

東電 HD は、経済産業大臣による承認を受けた取戻し計画に基づき、廃炉等積立金を取り戻し、廃炉を実施する。

以上

[5] 事業リスクとは、廃炉事業全体の目標達成及び遂行に影響を及ぼす不確実な事象又は条件をいう。個別プロジェクトのリスクに加え、人材、組織能力、サプライチェーン等の横断的なリスクを含む。